

令和5年度
新宮市水道事業会計
経営健全化審査意見書

新宮市監査委員

令和5年度
新宮市水道事業会計 経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和5年度	経営健全化 基準	算 定 の 基 礎
資金不足比率	— (△138.29%)	20%	(流動負債 38,889,114 円－流動資産 843,581,999 円) ÷ (営業収益 581,882,485 円－受託工事収益 0 円) × 100 = △138.29%

(注) 算定の基礎により算出された額が、「正の値である場合は資金不足額」であって、負の値の場合は、資金不足は生じていないこととなる。